

## 多可町長交際費支出及び公表に関する要綱

平成23年 9月16日  
訓 令 第 10 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町政の円滑な執行を図るため、町長（町長の代理による者を含む。）が町を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 交際費の対象となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の事務事業に直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 町政の進展に功績があったもの
- (3) 町長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、政治又は宗教を目的とする個人又は団体に対するものには支出しない。

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は、別表第1のとおりとする。

(支出限度額)

第4条 交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲の執行とし、限度額は別表第2のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、町長、副町長、所属長で協議を行い、支出金額を決定するとともに、その事由を明確にするものとする。

(支出の方法等)

第5条 交際費の支出は、多可町財務規則（平成17年多可町規則第36号）第69条の規定に基づき、資金前渡の方法により行うものとする。

2 資金前渡を受けた者は、交際費を支出する際、香料等社会通念上領収書を徴することが困難な場合は、支払証明書を整備し保管するものとする。

(公表及び方法)

第6条 交際費は、次に掲げる範囲で公表するものとする。

- (1) 支出区分ごとの件数及び支出金額
- (2) 合計件数及び合計支出金額

2 前号の規定による公表は、町ホームページに掲載することにより行うものとし、当月分を翌月の末日までに公表するものとする。

3 個人に関する情報等公開が適当でない認められる事項については、多可町情報公開条例（平成17年多可町条例第10号）の規定により公表しないものとする。

(改正)

第7条 この要綱は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

支出区分	内 容
(1) 慶祝費	・各種総会、大会、式典、行事等のお祝いに係る経費 ・栄典受賞等慶事のお祝いに係る経費
(2) 弔慰費	・葬儀時における香料、供物等に係る経費
(3) 見舞金	・病気、災害、事故等の見舞いに係る経費
(4) 会 費	・会議、研修会、懇親会等への参加に係る経費
(5) 協賛費	・各種団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費
(6) 広告費	・町の宣伝、各種事業の宣伝に係る経費
(7) 懇談会費	・意見交換、情報収集のための懇談会等に係る経費
(8) 贈答品費	・手土産、記念品等に係る経費
(9) その他	・上記のいずれにも分類できない経費

別表第2（第4条関係）

支出区分	支出限度額
(1) 慶祝費	・祝金 1万円を限度とする。 ・粗酒 清酒2本を原則とする。 祝金として適当でない場合は、粗酒により支出するものとする。
(2) 弔慰費	・別に定める基準の範囲内とする。
(3) 見舞金	・1万円を限度とする。
(4) 会 費	・会費又は実費相当額とする。
(5) 協賛費	・1万円を限度とする。
(6) 広告費	・1万円を限度とする。
(7) 懇談会費	・1万円を限度とする。
(8) 贈答品費	・5千円を限度とする。
(9) その他	・社会通念上、妥当と認められる額を限度とする。